

いに候と。いなりのかんぬし兄かしうよりこし候て、こゝもとみや人のぎ、さくばいいいたし申べきと申よしに候間、こゝとのみやのぎは、いなりかんぬしぶんごさくばいいいたし申やうに御申つけ候へときよいに候。あにはかしうに申間、かしうのみや、さくばいいいたし候へ、こゝもとのみや、さくばいはむやうにて、いなりかんぬしにいたし候へと御申つけ候べく候。

三月十五日判

せんぶく

すゝき殿

五兵衛殿 参

右奉書文にて、兄祐正は加州の諸神主を裁許命ぜられ、弟正盛は越中の諸神主を裁許命ぜられし事知られけり。祐正は厚見氏とし、正盛は關氏とすれど、兄弟兩家同姓なり。高島氏の菅君雜錄に、卯辰八幡神職は以前は姓を與力と號す。金澤へ来て厚見氏に改むとあり。又高岡關氏は、慶長十五年の頃關氏に改め、初は與力丸と稱すといへり。按ずるに、高岡の稻荷神社は、貞享二年の由來書に、瑞龍公高

岡御在城之刻、於御城中希有之儀有之に付、別而御崇敬被成、爲御子孫繁昌、京都稻荷山より慶長十五年始て此の地へ御勸請、社御建立被仰付。と記載し、慶長十五年四月利長卿の御願文にも、頃年以來頻旱澇而不熟、百姓慙亂土民而非常者、告神主正盛除邪難、可祈國中靜謐、定格禮奉爲稻荷御正躰寄附。而應肥前守利長、謹而仰、永天爲武運子孫再拜々々。と載せさせ給へり。右高岡稻荷神社の事に據りて推考するに、慶長四年三月守山物部八幡と、阿尾城内なる榊葉神明の兩神靈を、金澤卯辰山の麓に更に社殿を造立命ぜられ勸請し給ふも、前田家繁昌の御祈願にて、物部八幡の神職豊臣金道が長男、次男を兩社の神職に命ぜられしも、利長卿恩食ありての事也といへり。

○矢根橋

金澤橋梁記に、矢根橋卯辰八幡前也。とあり。此の橋をいへり。

○宇多須神社

俗に卯辰の毘沙門と呼べり。當社の本社は卯辰山一本松の下に往古以來鎮座ありて、卯辰村の産土神也。今八幡町・愛彼の社は卯辰山の本社をば奥の社と稱し、此の八幡町なる社をば前の社と呼ぶ事と成りて、一社兩社の躰なりしが、明治廿三年一月十七日の夜、放火にて八幡町の社殿悉く燒亡し、同廿五年氏子一統更に奮發して社殿本の如く造立す。右再建造營は、同年七月一日手斧初規式、同月廿五日鎮祭、十月下旬本殿及び拜殿等悉皆落成に付、十月廿二日遷宮式を執行し、五日間臨時祭典を執行せり。

○卯辰山本社

此の社は卯辰山の産土神にて、宇多須神社の本社なり。其の社殿は卯辰山一本松の下にあり。世人毘沙門と呼べり。元毘沙門の像を本地佛となし、社殿に安置せし故也といへり。此の本社は、往古より宇多須山の鎮守にて、舊社なりといへども、亂世の頃兵火などに罹りたりけん、社殿造替等の古き棟札等も傳來せず。尤縁起、來歴を記載せし舊記・書札の類も悉く紛失して、社殿の創立濫觴等も詳かならず。一本松の下邊なる八幡町・愛宕町及び森下町・金屋町等の町地、皆氏子地なるにより、社殿卯辰山の嶺上にては、町地と隔絶して参拜に不便なりとて、慶長年中に旅所とて、遙宕町の地邊は、元卯辰山の地内なりしゆゑに、凡千四百六十餘戸の産土神とす。本社卯辰山にあるを以て、慶長年中御旅所とて、卯辰八幡の神主屋敷地に一社を建築し、毎年祭禮の節神靈を此の御旅所へ迎へける例なりし故に、遂に別社の如く成りたりと云ふ。故に今に至り毎年春の例祭に、神職供奉して神輿を卯辰山の本社へ收め、秋の例祭にまた此の八幡町の社へ神幸あり。是を御旅と稱し來れり。然るに明治六年十二月卯辰八幡を金谷の地へ移轉造營ありて、尾山神社と改稱し、卯辰の舊社地は官有地と成る。また元八幡の神職厚見氏は、卯辰山俗稱毘沙門の神職に補任せられしゆゑ、彼の氏子と協議の上、八幡の舊社地をば更に卯辰の社地と成し、一社造立の事を其以來歎願すといへども、其の實卯辰山の旅所なるに依りて許可無之處、同十一年八月指令ありて、本社卯辰山の社の附屬地となし、旅所建置儀不苦旨也。依之氏子一統同心協力して、卯辰八幡の舊社を破却し、跡地に更に本殿・拜殿を造營し、同年十月廿二日神渡の式を執行し、元旅所の神主屋敷地は、官より拂下げに相成り、同十五年に芝居小屋を建てたり。さて其より